

○小郡市スポーツ推進審議会設置条例

平成27年6月19日
条例第27号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、本市におけるスポーツの推進に資するため、小郡市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法令に定めるもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項を調査し、及び当該事項に関して教育委員会に建議するものとする。

(組織)

第3条 審議会の委員は、12名以内で構成し、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会体育団体関係者
- (3) 教育・行政機関関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 会長は、意見を聴く必要があると認める場合には、委員以外の者の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育部スポーツ課において処理する。

(令7条例12・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項については、審議会に諮ったうえで、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(令和7年3月24日条例第12号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。